

京都府鴨川条例（仮称）に関する一般意見

- (1) 第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会より以前に 1頁
寄せられた意見

- (2) 第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会における 5頁
傍聴者アンケート

- (3) 「京都府鴨川条例（仮称）素案への意見募集」 7頁
応募意見

第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会より以前に
寄せられた意見

- ・鴨川流域懇談会（平成17年3月26日～18年3月18日）での一般募集意見
- ・第1回京都府鴨川条例（仮称）条例検討委員会における傍聴者アンケート
- ・意見募集「京都府鴨川条例（仮称）に期待すること、望むこと」への応募意見
（平成18年8月5日～9月8日）

同趣旨の意見については、集約した。

分類	意見
理念 ・ 全般	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨川を未来の世代に引き継ぐことを望む。 ・京都のシンボルとして守る。 ・まさに山紫水明 ・四季毎に楽しく、飽きない良さがある。 ・以前に比べ、水はきれいになった。 ・上流にはホタルが飛んでいる。 ・子どもにきれいな鴨川を残すのは大人の努め。 ・清流をいつまでも残す。 ・多くの小河川が隅々を流れる京都の町づくりを目指すべき。 ・出町から、賀茂街道沿い、柘野までの景観が良い。 ・ユリカモメの飛ぶ四条大橋や南座、比叡山を背景にした鴨川の風景が良い。 ・亀の飛び石で、よく遊んだ。 ・三条から七条は、花の回廊できれいになった。 ・自然に触れながら、心の和みを感じる。 ・洪水に危惧のない川を望む。 ・歴史・文化を感じさせる川である。 ・美しく、人の心を癒し、楽しませてくれる。 ・川伝統があり、すばらしい。 ・日本の代表の川 ・規制ばかりが行きすぎる条例ではなく、次代に継承していく美しい川を守る条例を願う。 ・府・市・住民との協働の視点が重要
安心 ・ 安全	<p>【治水対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流域の開発抑制が必要 ・森林の保全をすべき。 ・保水性、透水性舗装など、雨水浸透施設の設置が必要 ・遊水施設、防火用貯留槽の整備が必要 ・第1に治水、第2に景観と考えるべき。 ・柘野砂防堰堤に洪水調整機能を持たせるべき。 ・集中豪雨に対応出来ることを望む。 ・御池下流の川底を下げる。 ・1500m³/sの再改修は非現実的 <p>【防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に強い住民参加型の河川行政施策の構築が必要 ・わかりやすいハザードマップを。 ・ハザードマップの解説、広報が必要 ・過去の洪水の記憶の記録がソフト対策では重要 ・計画高水流量を上回る洪水の被害状況を市民が認識し心構えを持つことが必要 ・地域の人とのつながり、意識の変化が大切 ・水害教育が必要 ・自然災害に対する自己管理は必要

分類	意見
安心 ・ 安全	【維持管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・中州の除去、浚渫が必要 ・砂防堰堤が治水上機能するよう管理すべき
環境 ・ 景観	【自然の保全】 <ul style="list-style-type: none"> ・河川本来のあるべき姿を残すべき。 ・河川工事を控えるべき。 ・メダカが棲むきれいな水の川にしてほしい。 ・水生生物にとって安全な住みかとなる川であってほしい。 ・草刈りの時期を、自然の動植物のサイクルに合わせられないか。 ・ススキなど、いい意味で雑草等も残す必要がある。 ・外来種対策が必要 ・川岸の草を不必要に伐採しないこと。 ・中州は残してほしい。計画的な除去を。 ・野鳥と川の流れの調和になっていない。 ・中州は害虫のもとになり除去すべき。 ・鳥が多数で目障り。危険、フン害、木を枯らす。駆除を望む。 ・自然環境の総合的な調査を実施すべき。 ・保水力を保つための周辺部の開発規制を。
	【上流域の保全】 <ul style="list-style-type: none"> ・鴨川保全条例の制定を望む。 ・産廃処理施設の撤去、移転を。 ・水質が不安 ・保全ゾーンの設定を。 ・産廃処理施設は景観を損ねている。 ・産廃施設は社会の構造上必要である。 ・ダイオキシンが不安 ・廃材が焼却され、土砂流出もある。 ・焼却灰や産廃殻の埋立土砂からの地下水の流出がある。 ・森林の保全と自然景観の保全を図ること。 ・鴨川隣接区域で公有地化が図れるようにすること。 ・不法投棄を防止すべき。 ・下水道の整備が必要
	【周辺からの雨水等の流入】 <ul style="list-style-type: none"> ・排水口から臭う。 ・排水を流入しないようにすべき。 ・鴨川の水が洗剤の臭いがする。 ・合流式下水道の改善を。 ・普通河川（若狭川）の浄化を。

分類	意見
環境 ・ 景観	<p>【鴨川の景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中州のゴミが見苦しい。 ・みそそぎ川の除草をしてほしい。 ・納涼床は罰則をつけずに長いスパンで改善を図るべき。 ・カワウ対策のビニールひもによる景観破壊がある。 ・中州の除去を。
	<p>【鴨川周辺の景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物が見苦しいところがある。 ・高さ制限が必要 ・鴨川と町家等の景観の調和を望む。 ・景観の規制は、住んでいる人には不便 ・鴨川界隈の景観に、河川から発信が出来たら有意義である。 ・景観に対する意識改革を進めるべき。
	<p>【納涼床】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罰則を付けずに長いスパンで改善を図るべき
利用	<p>【ホームレス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス対策の検討をしてほしい。 ・川が美しくなるにつれ、目立つ。 ・地域住民が協力する体制が必要 ・悪臭がある。 ・橋梁下で火の使用は危険である。
	<p>【施設整備・維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備要望 <ul style="list-style-type: none"> スロープ（四条大橋右岸） ベンチなど休息場所 ゴミの集積場所 飛び石（三条～五条） トイレ（北山～御園） ・ゴミ清掃を進めるべき。 ・ゴミ箱を撤去すべき。
	<p>【迷惑行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑行為への苦情 <ul style="list-style-type: none"> 犬の糞 バットの素振り ゴルフの練習 ロケット花火、打ち上げ花火 ゴミのポイ捨て 放置自転車対策 自転車の暴走 ・鴨川条例で、手持ち花火は禁止すべきではない。 ・火気の使用を禁止すべき。 ・鴨川条例では、罰則による実効性の確保を。 ・利用者の意識に問題がある。
	<p>【違法行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防法面を占拠している家がある。

分類	意見
利用	<p>【水遊び】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の中の水遊びができる川を目指すべき ・川遊びに対する教育・啓蒙が必要
	<p>【積極利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週行けば何かイベントがある場所を作ってはどうか。
府民協働	<p>【河川美化活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鴨川を美しくする会」の活動などにより、美しくなったことに感謝する。 ・ビニールを持ち、ゴミを拾いながら散歩されている方がいる。
	<p>基金を受けるなど工夫が必要</p>
	<p>鴨川資料館の設立を。</p>

第2回京都府鴨川条例（仮称）検討委員会における

傍聴者アンケート

（平成18年9月19日）

1 条例素案全般について

- ・条例素案の全般の方向については、適切だと感じます。ただし、各論において、もう少しご検討いただくことがあると思う。
- ・行政側の業務が追いついていけるか心配。
- ・歴史・文化の内容が少ない。伝統・文化を世界に発信していることの記述を。
- ・条例を作るのはむずかしい作業とのことだが、府民会議が常設され、成長する条例とのこと、期待します。

2 条例素案「第2 安心・安全の確保」について

- ・適切な森林管理を促す施策、透水性舗装などを望む。
- ・規制が努力義務にとどまっており、緩すぎる。
- ・昭和10年の水害を忘れないためにも、防災・危機管理の内容の充実を。
- ・最近、異常気象が常態化している事を考えると、鴨川の範囲の規定だけでなく、支流を含めて山林管理部門(国土交通省?)との連携をもっと図る考え方が必要。

3 条例素案「第3 良好な環境の保全」について

- ・エアコンの室外機、物干し台まで規制するのは、気にしすぎだと思います。
- ・心ない人がいる以上、(規制は)厳しすぎるくらいがよい。
- ・規制が努力義務にとどまっており、緩すぎる。
- ・ホームレス対策は必要。
- ・上流について心配です。
- ・許可制は難しいとのことだが、届出制では規制にならないのでは？
- ・今後のことについても大事だが、現在ある土砂の設置とか産廃中間処理場についてどうするのかの論議がほとんどないのはどういうわけでしょう。改善策はあるのか。

4 条例素案「第4 快適な利用の確保」について

- ・バーベキューの禁止については、十分意見集約すべき。
- ・市民のモラル、マナーとして当然。
- ・駐輪場の増設が必要。ただ、放置自転車については、警告札を貼ること自体が甘すぎ、即、撤去すべきである。府が本気を出して、この問題に取り組むのであれば、毎日のように鴨川で回収作業を行う必要があると感じます。
- ・親しめる鴨川である以上、禁止するのではなく条件をつけるべきだと思う。例えば、柵野のバーベキューは、付近住民の苦情があるとはいえ、利用人数を制限し、利用料を取るなどしていくべきだ。
- ・鴨川を利用する者としては、例えば、原付や花火など、抜け穴がいくつもあるようで、規制が不十分という印象を受ける。
- ・納涼床の期間が長すぎる。5月・9月下旬は不要。
- ・なぜ、迷惑行為が3つだけにとどまっているのか。
- ・府民など利用者の意識が高まる広報は必要ではないか。

5 条例素案「第5 府民協働の推進」について

- ・行政の上意下達でない方がよい。ただ、府民参加がポーズだけ、形式だけに終わらないように望む。
- ・広範囲の流域を考えると、当然府民の協働を考えないと条例だけで目的は達成できない。
- ・府民に開かれた府民会議であるべきと思います。

6 その他自由意見

- ・禁止や規制が多く、実際条例ができて、府民・行政とも守れないような気がする。
- ・景観について府・市どちらがイニシアティブをとるのか。進行が早すぎる。検討内容が既に決まっているのですか。
- ・中州を取り除くべきだとの意見があったが、むしろ中州による水の浄化作用があって良いと思う。但し、中州に生える雑草がないようにしてもらいたい。雑草の多いのは水の富栄養化（汚染）が進んでいるからではないだろうか。
- ・上流の環境保全をぜひ、この条例の中でしっかり規制してほしい。府市協調の中で良好な環境保全を望みます。事前届出の制度で解消するのか、既存の建造物はそのままですか。ぜひ縮小の方向へ動きますように。
- ・傍聴者にも机がほしい。（たくさんの資料が見にくい。）

「京都府鴨川条例（仮称）素案への意見募集」

応 募 意 見

（平成18年10月2日～10月20日受付）

京都府鴨川条例（仮称）素案に関する府民の意見を広く聞くために、ホームページとチラシ等にて意見募集を行った。

募集テーマ：京都府鴨川条例（仮称）素案の各項目についての意見

募集期間：平成18年10月2日～10月20日

応募件数：応募総数 14件

【主な意見】「上流域の開発行為規制について、許可制にすべき。」

「上流域に現在ある産廃施設も撤去すべき。」

「柘野でのバーベキュー行為は、そこから派生するゴミの散乱、不法駐車、騒音等によって、周辺住民が迷惑しており、罰則付きで禁止すべき。」

「深夜から早朝にかけては、打上げ花火だけでなく、全ての花火を禁止すべき。」

「鴨川府民会議の自律性、独立性を十分確保すべき。」

「河川法の上乗せ規定ではないか。」

1 「前文」に関する意見

過去に比べれば、現実には環境破壊、汚染が進んでいることを直視すべきであり、環境保全（回復）の必要性に関する強い危機感が前文で表明されるべきである。

産廃処理施設や野焼き跡地から汚染土壌、汚染水が流入、浸出している問題が欠落している。これは、鴨川の水質や生態系、河川景観に直結する問題であり、言及は避けられない。

条例の目的に「安心・安全で良好な河川環境の保全」を明記する点は、平成9年改正河川法の趣旨と軸を一にしており、評価できる。

2 「第2 安心・安全の確保」に関する意見

適切な森林管理について、「努力規定」となっているが、「目標設定」であるべきである。5年、10年、30年、50年先を考えずに森林管理ができるはずがない。

鴨川流域の森林の重要性に言及した点については、河川は森林と一体として一つの生態系を形作っているので、高く評価できる。

しかし、森林の機能は、「保水力向上による流量の確保」にとどまらず、森林土壌による水質浄化機能も非常に重要であり、地上の樹木部分よりもむしろ地下 = 土壌にこそあることを意識していただきたい。

3 「第3 良好な環境の保全」に関する意見

鴨川は、京都を代表する歴史的景観の一つであるため、短期的な利益を追い求めた開発は絶対に避けなくてはなりません。鴨川の景観を守ることが長期的には京都発展の礎となると考えます。

「景観に配慮する」という記載について、実際にはどの程度配慮されるのかが明確ではなく、その場その場の解釈で開発が行われていたのでは、景観を守ることは難しいのではないのでしょうか。

鴨川のホタルを守り育て、人々の心和む鴨川となるような、府の対応も含めた項目をぜひ付け加えていただきたい。

上流の開発行為を規制するものにしてほしい。また、今ある見苦しく危険な施設もなくすようにしてほしい。

上流の産業廃棄物施設がもたらす環境や景観を破壊している現状や、規制、撤去を求める声は、条例素案にどのように反映されているのでしょうか。

既存施設を現状のまま認めた上で、鴨川環境保全区域を設定するのであれば、鴨川条例の実質的な意味や意義が失われるのではないのでしょうか。

鴨川環境保全区域における開発行為について、届出では開発する側のもっともらしい理由によって開発行為が認められる可能性が多々あり、鴨川環境保全区域を設定する本来の趣旨や目的が崩れることになるので、開発行為を禁止とすべきと考えます。

鴨川環境保全区域における既存施設等の取扱いをどうするのが不鮮明です。

土砂の流入防止等について、「公表」された者には、府・市の公共事業に参加させないくらいの制限項目を入れるべきである。

良好な景観の形成について、良好な景観を要請するだけでなく、何らかの形で審査し、表彰すべきである。例えば、納涼床で優秀賞を設け、誰もが好ましい景観をよく分かるようにすれば、景観に配慮した床に誘導できるし、制作者もより意識すると思う。

基本理念には水質・生態系維持・改善が少し触れられていますが、項目としては抜けているのではないのでしょうか。第3の として明記すべきと思います。

前文・基本理念を生かす取り組みの中で、鴨川条例（仮称）を鴨川保全条例にして、上流・中・下流それぞれの役割を果たすものと考えます。

そこで、上流域の治水・水質・環境が保全されてこそ美しい鴨川の基本になり、京都市の役割が重要になります。業者による開発行為の禁止が必要であり、届出・勧告・公表は生温い。成長する条例であっても市民として譲れません。

良好な環境の保全について

・鴨川環境保全区域

河川両岸に隣接した地域の開発行為を抑制する方法として、素案がこのようなゾーニングをすること自体は評価できる。

河川環境に影響を及ぼしうる開発行為は、より上流において下流よりも厳しい規制を受けるのでなければ合理的でない。河川法は、開発の許可制を伴う区域指定を河川保全区域以外に明確に禁止している趣旨ではなく、条例で許可制を創設することは可能である。また、平成9年改正河川法は環境保全を目的として明記したのであるから、同法54条により環境保全の観点から許可制を伴う区域指定を設定することは十分可能である。許可制としても、条件付許可もできるのであるから、正当な事業活動である場合を過度に抑制することにはならない。

・勧告、報告徴収、公表、立入調査

仮に届出制を前提にしても、直接に河岸隣接土壌の汚染の有無等の広範囲な調査を規定する必要があり、職員の質問に対しては応答義務を定めるべきである。調査結果は迅速に公表されるべきである。

・回復施策

将来にわたる防止だけでなく、現に汚染されている状況を改善する施策を原因者負担の原則のもとで、規定すべきである。

・生態系・生物多様性に関する施策

素案は鴨川流域全体を視野に入れたものであるから、現在の定点での水質監視をさらに上流域、下流域まで広げ、観測点も増やし、鴨川生態系の保全状況を常時監視する施策が必要である。

「土砂の流入防止等」の規制の目的を、次のように修正いただきたい。

「京都府では鴨川の柵野堰堤から竹田橋間257haを鳥獣保護区に指定しており、1977年以来野鳥の生息調査が行われている。(京都府、日本野鳥の会)現在までに157種の野鳥が確認されているが、それらの野鳥の棲みやすい環境や豊富な餌などのことを考えると、鴨川がいかに生態系豊かな環境であるかということをはっきりと物語っている。又、鴨川上流域は、京都府レッドデータブックに掲載の希少種をはじめ特別天然記念物のオオサンショウウオなど多様な水生生物が生息する貴重な自然環境が残された地域である。」

上流の産廃施設によりダイオキシン等で鴨川が汚染されていると聞きます。世界遺産に指定されている上賀茂神社や下鴨神社で神事に使用される鴨川の水が汚染されては、水で汚れを祓う、禊の儀が本末転倒になってしまいます。世界から来られる観光客にも顔向けできません。上流では産廃施設など一切つくれないようにお願いします。

鴨川を源流までのぼる途中、その美しさを一瞬にしてぶち壊すような産業廃棄物処理業者の看板・壁が現れ、身がすくむ思いをしました。現状の業者の方については、対話の中に解決の道を探るしかなく、それができてこそ、鴨川条例が特別なものになると思います。また、そのほかの個人ベースのマナー向上にもつながってゆくものと思います。今後のことを考えますと、そのような例

が繰り返されないためにも、全流域において、地域開発の許可制を導入して頂きたいと強く願います。

4 「第4 快適な利用の確保」に関する意見

柘野は、土日はもちろん、平日の夜も人が集まり、花火・バーベキューで夜中遅くまで騒いでいる。完全にバーベキュー場化していて、やっている者も迷惑をかけていると思っていないのではないかと。罰則を付けてください。

また、禁止看板を立て、周辺住民が迷惑していることをきちんと知らせていただきたい。

「打上げ花火等の禁止」について、深夜に人が集まり、手に持つ花火を振り回したり、大声を上げたりしており、深夜から早朝の時間帯のみ全ての花火を禁止できませんでしょうか。

「バーベキュー等の禁止」について、利用者の傍若無人ぶりはバーベキューだけではなく、近隣私有地の不法駐車や大音響で音楽を流すなど迷惑行為をあげればきりがありません。大音響による音楽等を禁止していただけないでしょうか。

夏場は深夜に大勢の人間が集まって騒ぎ、眠れないことがしばしばであり、深夜の集会を禁止してほしい。

罰則規定が有名無実化しないよう有効なものにしてください。

春から秋にかけて、週末の柘野ダム周辺は、不法駐車が数十台連なり、バーベキューの食材を焼く煙や臭いで窓を開けることもままならない。帰りがけにはゴミを放置して帰る非常識なグループもあり、カラスや猫が食べ散らかして週明けにはゴミが散乱している。

また、夜間には、柘野ダムと庄田橋周辺に若者がたむろして、夜通し花火をしたり、改造バイクで爆音をたてながら走り回ったり、大声で叫ぶ等といった行為で睡眠の妨げになっている。

地域住民が快適にかつ安全な生活ができ、利用者もマナーを守って利用していただくには是非とも条例を施行していただきたい。

京都府は鴨川鳥獣保護区として柘野堰堤から下流は竹田橋間（257ha）を定めている。春になると中洲では多くの野鳥たちが繁殖している。犬の放し飼いは人にとっても危険であり、また野鳥にとっても中洲への進入行為は繁殖妨害になるので禁止してほしい。

・「素案に記載された以外の検討項目」

既に迷惑行為として野鳥の餌やりが上げられていますが、最近ではトビ等への餌やりが原因で怪我人が出るなどしています。

また、野生生物にしてみれば、餌まき行為で得る食べ物と、くずかごの中の食べ残し（ゴミ）は同じ餌なので、鴨川河川敷から「ゴミ箱」を撤去するか、人の手しか入らないような形式のゴミ箱にすることをご検討ください。

鴨川への自転車の乗り入れや駐輪は、都市交通システムにも関連するものであり、鴨川周辺だけでなく、市域全体で解決策を模索していかねばなりません。

せん。

5 「第5 府民協働の推進」に関する意見

住民や利害関係者の意見を聴くとの方向性は評価できるが、「意見を聴くことができる」等の規定では不十分であり、単なる聴き置きの機関として形骸化するおそれが高い。会議のメンバーも公募制として、この会議の自律性、独立性を十分に確保する設計であるべきである。

昔の人は、川沿いに桜の木を植えて、自然に人がお花見に集まるようにしました。これは、親水空間や美しい風景を提供するだけでなく、川沿いの地固めになり、防災にも役立ったと言います。現代の私たちも、川の力を借りながら、うまく親水・治水・利水ができるように、知恵をしぼらなければならないと思います。その場が提供されることを希望します。

6 「第6 雑則」に関する意見

通常の条例改正手続以外に、「条例の見直し」と規定しているが、具体的にどのような制度であるか不明である。

鴨川が自然・生物 - 生態系の要であること、また、森林や地下水脈を含めたつながりを学ぶ上で、非常に良いフィールドであることは自明です。この成り立ちをある程度学び、その偉大さや大切さを共有して伝えてゆくことが、1000年先も鴨川ならしめるものと思います。そのような視点から、次代の変化に耐えることができる成長していく条例を期待します。

7 その他の意見

本条例と河川法との関係はどのように位置づけられているのでしょうか。河川法とは別に、あえて独自条例を制定されるのはどうしてなのでしょう。高知市普通河川条例事件最高裁判決によると、河川法の上乗せ規制は許されないと解されますが、本条例による新たな規制は上乗せ規制ではないのでしょうか。

京都府は鴨川の河川管理者の立場にあり、府条例という見地で書かれているためか、京都市や鴨川流域自治体が対等な立場で登場しないように見受けられます。権限による縦割りではなく、分権改正を踏まえて、府・市が対等な団体として協働する見地からの条例案の策定を望みます。